

○さつま町有料広告掲載の取扱いに関する要綱

平成18年12月8日

告示第151号

(目的)

第1条 この告示は、さつま町広報紙及び公用封筒への広告掲載並びにホームページのバナー広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(掲載広告の範囲)

第2条 各種広告の掲載については、行政広報の公共性及び品質を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 政治的活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの
- (5) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
- (6) 本町又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているものと誤解を招くおそれがあるもの
- (7) 町税を滞納している者の広告
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が総合的に判断して適当ではないと認めるもの

(掲載順位)

第3条 掲載する広告の順位を決定する場合は、原則として申込みの順位とする。ただし、期日及び期間を限定するもの並びに公共性の高い広告については、先に申込みのあったものと調整できるものとする。

(掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、総務課長が決定する。

- 2 公用封筒にあつては、同封筒の裏面に掲載するものとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、広報紙及びホームページ上において行う。

(広告の申込み)

第6条 広告掲載の申込みを希望する者（以下「広告主」という。）は、有料広告掲載申込書（第1号様式）に広告原稿及び電子データを添えて町長に申込みものとする。ただし、広報紙にあつては、掲載希望広報紙発行日（毎月第1週の木曜日）の1月前までに申込みものとする。

(広告の掲載決定)

第7条 町長は、前項の規定による広告掲載の申込みがあつたときは、速やかに当該広告

の掲載の可否を決定し、広告主に対し広告掲載決定通知書（第2号様式）及び広告掲載不決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

第8条 広告掲載の可否を決定するに当たり、必要な審査は広報委員会で行うものとする。
（広告主の責任）

第9条 広告のデザイン及び制作費については広告主が負担することとし、その内容に関する責任は、広告主が負うものとする。
（広告の仕様及び掲載料）

第10条 掲載する広告の仕様及び料金については、次のとおりとする。

種類	広告スペース	掲載期間	掲載料
広報紙	縦6.0CM×横8.5CM	1回	10,000円
ホームページ (バナー広告)	行政サイトバナー仕様 サイズ：180ピクセル×45ピクセル 画像：JPEG, GIF 容量：8KB以内	1月	8,000円
	てんがらバナー仕様 サイズ：100ピクセル×100ピクセル 画像：JPEGのみ 容量：8KB以内 コメント：60字以内	1月	5,000円

種類	広告スペース (1枠)	掲載期間	作成部数	掲載料 (1枠当たり)	
				1色刷り	2色刷り
公用封筒 (長型3号)	サイズ：縦10CM×横8.5CM 原則1色又は2色刷りとする。ただし、 広告主がカラー印刷等実費を負担する場合は、この限りでない。	公用封筒使用終了まで	1,000部	6,000円	7,000円
			3,000部	12,000円	15,000円
			5,000部	15,000円	20,000円
			7,000部	18,000円	25,000円
			10,000部	20,000円	30,000円
			20,000部	35,000円	55,000円
			30,000部	45,000円	75,000円
			40,000部	50,000円	90,000円

（広告掲載料の納入）

第11条 広告掲載料は、掲載の決定後町長の指定する期日までに全額納入しなければならない。ただし、町長が認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 町の都合により広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) 広告主の責任に帰することのできない事由により、広告を掲載することができなくなったとき。
- (3) 町長が正当な事由であると認めるとき。

(広告掲載の取消し)

第13条 次の場合は、掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は内容が不相当と判明した場合

(広告掲載の取消しの禁止)

第14条 広報紙の場合、広報発行日の10日前以降は、取り消しはできないものとする。

(広告掲載製品の寄附受入れ)

第15条 広告掲載製品の寄附の申入れがあった場合においては、当該寄附者と確認書を取り交わした後、寄附を受け入れることができる。

- 2 第2条及び第4条第2項の規定は、広告掲載製品について準用するものとする。
- 3 広告掲載製品に寄附者の責めによる理由により問題が生じた場合は、速やかに代替の製品を提供するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年12月8日から施行する。

附 則 (平成20年8月13日告示第72号)

この告示は、平成20年8月13日から施行する。

附 則 (平成21年3月1日告示第22号)

この告示は、平成21年3月1日から施行する。

附 則 (平成22年1月7日告示第3号)

この告示は、平成22年1月7日から施行する。

附 則 (平成22年2月10日告示第21号) 抄

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月15日告示第40号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月25日告示第84号)

この告示は、平成24年5月25日から施行する。